

湿原周辺の太陽光発電パネルの規制条例制定へ

釧路市が湿原周辺の太陽光発電パネルの規制条例の検討を始めました。一昨年の7月にガイドラインを策定し、条例化を検討。その骨子案が審議会に示されました。当初は、6月議会で条例制定の予定でしたが、検討期間が当初予定していた時間よりかかっているため、条例制定も遅れそうです。

条例の中身はこれ!!

検討されている条例の概要を紹介します。

①市内全域で太陽光発電パネルの設置は許可制にします。

法令に基づく届出が必要なところは禁止区域にして、関係法令による許可を得ていないとは許可されません。

②市街化調整区域は「特別保全区域」になります。

市街地の外側は市街化調整区域です。湿原やその周辺部はすべて入ります。ここにはキタサンショウウオなどの希少生物がいることから、専門家に意見を聞き、事業者が対策を講じること。希少生物に重大な影響を与える場合には許可されません。

③事業者は廃棄費用を金融機関に積み立てること、損害賠償責任保険に入らなければなりません。

④申請手数料が新設されます。

博物館のホームページにはキタサンショウウオの生息適地が載っています。

広里、愛国、昭和や北園、音羽、北斗、美濃、新野、山花と釧路市の市街地の北・西側の多くが含まれています。

生息適地ではキタサンショウウオの卵の調査を行い、結果を博物館に報告・協議しないと開発できません。



色の薄いところがキタサンショウウオの生息適地です。



太陽光のエネルギーは、そこに住む人たちの共同の財産です。神奈川県松田町は再生可能エネルギー促進条例をつくりました。「●自然環境は、先人が守り育ててきた地域固有の財産であり、後世に引き継いでいくもの。●再生可能エネルギーの利用は、豊かな自然を未来へ引き継ぎ、地域住民の生命及び財産を守り、安全・安心な環境を育むまちづくりを推進するものでなければならない。●再生可能エネルギーは地域と一体不可分のものであり、その恩恵を享受することは地域住民の固有の権利である。●再生可能エネルギーの利用において、自然環境、防災、景観、住民の生活と地域経済の好循環、地域コミュニティの活性化に配慮しなければならない。」と定めています。外からやってきて利潤を上げてそれをよそに持ち出すのではなく、設置も利用も利益も、地域に還元されなければならない。太陽光パネルの耐用年数が過ぎても、地域住民は住み続けますから、処理も責任をもって行われます。

いまの法律には、そうした根本的な理念が欠如しているため、安易に外来資本の安上がりな儲けの手段になっているのではないのでしょうか。

博物館のHPから